



平成21年5月21日

各位

会社名 日機装株式会社
代表者名 代表取締役社長 甲斐 敏彦
(コード番号6376 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 西脇 章
(TEL. 03-3443-3711)

当社株式の大規模な取得に対する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成20年6月24日開催の当社第67回定時株主総会において、当社定款の規定に基づき「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」（以下「現行規則」といいます。）の継続を決議し、これに基づき当社株式の大規模な取得に対する対応策（以下「本件防衛策」といいます。）を1年間継続しました。本件防衛策の有効期限は、平成21年6月23日開催予定の当社第68回定時株主総会（以下「本件定時株主総会」といいます。）の終結の日までとなっております。

当社は、金融商品取引法の改正、買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場の法的・経済的環境を検討した結果、本件防衛策の重要性に変わるところはないと判断し、平成21年5月21日開催の当社取締役会において、本件定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行規則に一部変更を加えたうえで、本件防衛策の有効期間をさらに1年間継続させることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社の支配権の移転をとまなう提案の是非の判断は、最終的には株主の皆様によって行なわれるべきものと考えます。本件防衛策の目的は、当社株式を大規模に取得しようとする者（以下「大量取得者等」といい、後に定義します。）が出現した場合に、その取得を防止すべきであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保しつつ、その株式の取得の目的、内容を事前に確認し、これが当社の株主共同の利益に反する場合にはこれを防ぐとともに、大量取得者等と取締役会が交渉を行なう機会を設け、大量取得者等に当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案させることにあります。よって、大量取得者等から適切な情報開示がなされ、大量取得者等が有する当社に関する経営方針や事業計画が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資すると判断される場合には、大量取得者等による当社株式の取得を否定するものではありません。また、本件防衛策には、これらの目的に必要な限度で当社株式の大量取得行為（後に定義します。）を一時停止させるため、新株予約権（以下「本件新株予約権」といいます。）の発行などの対抗策を組み込んでいます。

平成21年3月31日現在、当社には、約8,800名の株主がおりますが、そのおよそ95%が個人株主です。また、当社と特定の企業系列を構成する大株主は存在しておらず、当社は他の企業系列から独立した企業であり、また、創業者一族が大量の株式を保有する、いわゆるオーナー企業にも該当いたしません。（同日現在の大株主の状況は、添付「資料2」のとおりです。）なお、本日現在、当社は当社の買収に関する提案を受けてお

りません。(以下変更後の同規則を「本規則」といいます。本規則の内容は後記2.以降に記載のとおりです。)

【変更の内容】

変更の内容は以下のとおりです。法令の改正に伴う変更、より明確な表現に改めるための変更であり、本件防衛策の本質的な部分に変更は加えません。下線は変更箇所を示します。

- ① 現行規則第4条第4項において、独立委員会の委員の任期を「1年とする。」から、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と改める。
- ② 大量取得提案書の提出等の開示を規定する現行規則第6条第1項において、「大量取得提案書の提出および追加情報の提供が完了したと独立委員会が認めた場合」を、「独立委員会が大量取得提案書の提出が完了したと認めた場合および追加情報の提供が完了したと認めた場合」と改める。
- ③ 現行規則第9条において、株主総会の決議によることが必要としている「本規則の変更または廃止」を、「本規則の変更、継続または廃止」とする。
- ④ 規則の有効期間を1年間と規定する現行規則第11条第1項について、有効期間の始期と終期の記載方法を変更して、「株主総会における本規則の変更あるいは継続決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と改め、同条第2項は削除する。
- ⑤ 本件新株予約権の概要を規定する現行規則の別紙の1.(割当対象株主および割当数)において、「保有株式1株につき」を「保有する普通株式1株につき」と改める。
- ⑥ いわゆる「株券電子化」の実施にともない、所要の形式的な変更を加える。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上の取り組みについて

(1) 経営の基本方針

当社は、「いのち」と「環境」に関連する分野において、独創的な技術を活かし、市場のニーズに合った特長ある製品とサービスの継続的な提供を通じて、世界に貢献することを目指しています。

その実現のために、当社の固有技術である流体技術、制御技術、計測技術、高圧技術および複合材技術をベースとして、人工透析装置、工業用特殊ポンプ、発電所用水質調整装置、航空機用複合材製品など、医療分野や基幹産業分野などの公共性の高い分野において、ユニークな製品・サービスを開発し、提供してきました。

また、公共性の高い分野に製品・サービスを提供する企業の社会的責任を自覚し、透明性の高い経営に努めることを通じて広く株主の皆様、お客様、お取引先、従業員からの信頼を高め、企業価値と株主共同の利益の向上に努めています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

事業環境と収益構造の変化に対応した経営資源の適切な配分を行ない、中長期的視点に立った当社の体質強化と業績の向上を目指しています。

また、具体的な事業展開の目標を定める中期業務計画を策定しており、これに基づいて戦略的事業展開、開発強化、グローバル化、生産性向上等に取り組み、企業価値と株

主共同の利益の向上に努めています。

2. 本件防衛策の対象となる大量取得行為等

本件防衛策の適用対象となる大量取得行為等とは、大量取得者等による当社の株券等^[1]の買付け等^[2]その他の方法（公開買付け^[3]を含みます。）による取得、その提案その他これに類似する行為をいいます。

大量取得者とは、当社の株券等を保有^[4]している者、および新たに、または追加的に取得しようとしている者（その取得方法を問いません。）のうち、次の(a)または(b)のいずれかが20%以上となると取締役会が判断する者をいいます。

(a) 当該取得者および当該取得者の共同保有者^[5]が保有する当社の株券等の株券等保有割合^[6]の合計

(b) 当該取得者が保有し、または当該取得者が行なおうとしている買付け等その他の方法（公開買付けを含みます。）により株券等を取得した後に保有することとなる可能性がある株券等の合計数に、当該取得者の共同保有者および特別関係者^[7]が保有する株券等の数を加えた株券等の株券等保有割合の合計

また、大量取得者等とは、大量取得者ならびにその共同保有者、特別関係者および大量取得者がファンドの場合にはその組合員その他の構成員（そのそれぞれの直接または間接の親会社および子会社を含みます。）をいいます。

3. 大量取得者等に対する情報提供の要請

大量取得者等が出現した場合、取締役会は、大量取得者等に対し、大量取得行為等の実行に先立ち、以下の(a)から(h)に定める情報（以下「本件情報」といいます。）および大量取得者等が本規則を遵守する旨の誓約文言を記載した日本語による書面（以下「大量取得提案書」といいます。その書式については、別途取締役会において定めるものとします。）の提出を要請します。大量取得者等には、当社からこの要請を受領した後10営業日以内に、大量取得提案書を取締役会あてに提出していただきます。当社は、受領後遅滞なく、当該大量取得提案書を独立委員会に送付します。大量取得者等は、大量取得提案書の提出の要請を受けた日から後記5.（1）記載の検討期間が満了するまで、株券等を取得してはならないものとします。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。（ただし、公開買付けに係るものについては、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいうものとします。）以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者および同条第6項に規定する共同保有者とみなされる者をいいます。以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。（ただし、公開買付けに係るものについては、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいうものとします。）以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、本書において別段の定めのない限り同じとします。

- (a) 大量取得者等の詳細
 - ① 具体的名称
 - ② 主たる営業所の所在地
 - ③ 代表者の氏名および住所
 - ④ 資本または出資の構成
 - ⑤ 財務内容
 - ⑥ 他に投資先がある場合にはその投資先および投資額
- (b) 大量取得者等による大量取得行為等の目的、方法および内容
 - ① 大量取得行為等の目的
 - ② 大量取得行為等の対価の種類および額
 - ③ 大量取得行為等の時期
 - ④ 大量取得行為等および関連する取引の仕組み
 - ⑤ 大量取得行為等の方法の適法性
 - ⑥ 大量取得行為等の実行の蓋然性
- (c) 大量取得行為等の価格の算定根拠
 - ① 価格の算定の前提
 - ② 価格の算定方法
 - ③ 算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容とその大きさ
 - ④ 発生が予想されるシナジーのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその大きさ
- (d) 大量取得行為等の資金の裏付け
 - ① 資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称
 - ② その主たる営業所の所在地
 - ③ その代表者の氏名および住所
 - ④ その資本または出資の構成
 - ⑤ その財務内容
 - ⑥ 資金の調達方法
 - ⑦ 資金の調達に関連する取引の内容
- (e) 大量取得者等の方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社に関する経営方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の事業計画
 - ③ 大量取得行為等の後における当社の資本政策および配当政策
- (f) 関係者の処遇方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社の従業員の処遇方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 部分的な取得の場合、大量取得行為等の後における当社の少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

独立委員会は、大量取得者等が提出した大量取得提案書中に記載された本件情報が不

十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定め、本件情報を追加するよう要請することがあります。

4. 独立委員会の設置

当社は、本件防衛策に関して取締役会が恣意的な判断を行なうことを防止するために、当社の取締役会から独立した独立委員会を設置します。当社が本件防衛策に関連して意思決定を行なう際には、独立委員会に対してその意見を求め、独立委員会の意見・勧告を最大限尊重して意思決定を行ないます。なお、本規則を継続することが本件定時株主総会にて承認された後における独立委員会の委員の候補者の氏名および略歴は、添付「資料3」のとおりです。

(1) 独立委員会の設置手続き

独立委員会の委員の人数は3名以上とし、社外取締役、社外監査役または当社と特別な利害関係のない有識者の中から取締役会が選任します。

独立委員会の委員の任期は1年とします。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合には、この限りではありません。

独立委員会の委員は、当社との間で、当社に対する善管注意義務に関する条項を含む契約書を締結します。

(2) 独立委員会の招集・決議

取締役会および独立委員会の委員は、それぞれ、大量取得者等が出現した場合その他合理的に必要と認める場合には、いつでも独立委員会を招集することができます。

独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行ないます。ただし、やむを得ない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なうことができるものとします。また、独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することはできません。

5. 独立委員会による大量取得行為等の検討等

(1) 大量取得行為等の検討等

独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点より大量取得者等による取得行為について検討を行なうものとします。その検討期間は、大量取得者等からの大量取得提案書および本件情報の追加的な提供が完了したと独立委員会が認めた日から、原則として、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間とします。独立委員会が大量取得提案書の提出が完了したと認めた場合および本件情報の追加的な提供が完了したと認めた場合には、当社はその旨を開示します。なお、合理的な理由がある場合には、独立委員会はその検討期間を延長することができるものとします。この場合、当社は、その延長の決定後速やかに、検討期間の延長を必要とする理由、延長日数その他必要な事項を開示します。

(2) 独立委員会による勧告

I. 独立委員会が本件新株予約権の発行を勧告する場合

独立委員会は、その協議の結果、大量取得者等による株券等の取得行為が以下に定める場合（以下「濫用的取得行為」といいます。）に該当し、本件新株予約権を発行することが適切であると判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行

するよう勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、いったん本件新株予約権の発行の勧告をした後も、その勧告の前提となった事実が消滅した場合や、事情の変更によって本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断した場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得など、独立委員会が適切であると判断する勧告を行なうものとします。

- (a) 当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、株主共同の利益に反する取得行為（以下のものが含まれますが、これらに限られません。）
 - ① 株式を買い占め、またはその株式を高値で買い取るよう要求する行為
 - ② 当社の資産を大量取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ③ 当社の経営を一時的に支配し、当社の犠牲の下に大量取得者等の利益を実現する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配し、資産を処分する等の方法で生じた剰余金をもって、一時的に高額の配当を行なわせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会をねらって株券等を高値で売り抜ける行為
- (b) 当社の従業員、取引先その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為
- (c) 取得行為の条件が不十分または不適当な取得行為（これには、対価の内容、取得行為の時期、方法、取得行為の後の当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等が不適切な場合や、取得行為の実行の蓋然性が低い場合が含まれます。）
- (d) 強圧的二段階買付けその他、当社の株主に対して株式の売却を事実上強要するおそれのある取得行為
- (e) 本規則に定める手続きを遵守しない取得行為（これには、取締役会が大量取得者等に対して大量取得提案書の提出を要請した日から10営業日以内に、合理的な理由なくして大量取得者等が大量取得提案書を提出しない場合が含まれます。）
- (f) 当社に、当該取得行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない取得行為
- (g) 当社の株主に対して、本件情報その他取得行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (h) その他、独立委員会が著しく不合理・不適切と判断する態様において行なわれる取得行為

II. 独立委員会が本件新株予約権の不発行を勧告する場合

独立委員会が、その協議の結果、大量取得者等による株券等の取得行為が、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為などといった濫用的取得行為に該当しないなど、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、取締役会に対し本件新株予約権を発行しないよう勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、その勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量取得者等による株券等の取得行為が濫用的取得行為に該当することとなったと判断す

る場合には、本件新株予約権の発行を含む別個の判断を行ない、これを取締役会に勧告することができるものとします。

(3) 独立委員会の権限

(a) 大量取得者等との交渉

独立委員会は、必要に応じ、取締役会を通じて間接的に大量取得者等と協議・交渉することができ、大量取得者等に対し大量取得行為等が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求めることができるものとします。

(b) 本件情報の追加提供の要請

独立委員会は、協議および決議を行なうにあたり、必要な情報を取得するように努め、本件情報が不十分であると判断した場合には、大量取得者等に対して本件情報を追加的に提供するよう要請することができます。また、独立委員会は、大量取得者等から提出された大量取得提案書の内容と取締役会の事業計画・企業評価等との比較検討等を行なうために、取締役会に対しても、適宜、大量取得行為等の内容に対する意見、その根拠資料その他独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができます。

(c) 本件情報の公開

独立委員会は、独立委員会が適切であると判断する時に、その判断により、本件情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

(d) 専門家の活用

独立委員会が、当社の企業価値および株主共同の利益に資する判断を行なうことを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができるものとします。

6. 取締役会の決議

取締役会は、上記5. (2)に規定する濫用的取得行為の該非に関する基準に従い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点より、大量取得者等による取得行為について、独立委員会の勧告を最大限尊重して、遅滞なく本件新株予約権の発行の有無その他に関する決議を行ないます。

なお、取締役会は、本件新株予約権の発行を決議する場合、株主割当てにより新株予約権を発行する方法のほか、新株予約権の無償割当ての方法を用いること、取得条項を付することのほか、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の内容および発行方法を決定することができるものとします。

7. 本件新株予約権の発行・行使

(1) 本件新株予約権の概要と発行手続き

大量取得者等が本件防衛策において定められた手続きに従うことなく当社の株式を取得する等、取得行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断され、本件新株予約権を発行することが相当であると判断した場合、当社は当該大量取得者等による権利行使が認められない新株予約権を、その時点のすべての株主に対して株主割当ての方法により発行します。また、当社は、新株予約権の発行に代えて、新株予

約権の無償割当て等の方法を用いる場合があります。本件防衛策に基づく、本件新株予約権の概要は添付「資料1」の別紙のとおりです。

(2) 本件新株予約権の行使の手続き

本件防衛策に従って本件新株予約権が発行された場合、大量取得者等以外の株主の皆様は本件新株予約権を行使し（取得条項付の新株予約権である場合には行使の手続きを経ることなく）、当社株式を取得されることとなります。この場合、大量取得者等が保有する株式の議決権割合が低下することとなります。

8. 本件防衛策の合理性

本件防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、以下のとおり、①企業価値・株主共同の利益の維持・向上を目的としており、②株主の皆様が十分に反映されるものであるとともに、③当社が慎重かつ適切な経営判断を行なう仕組みが確保されており、かつ④取得者が実施しようとしている当社株式の取得に対して必要以上の効果を持つものではないため、買収防衛策として合理的なものとなっています。また、本件防衛策は、経済産業省が平成20年6月に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書の内容にも沿っています。

(1) 本件防衛策は、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的としています。

本件防衛策は、取得者による当社株式の取得を困難にすることではなく、取得者が出現した際に、株主の皆様に対して検討のために必要な情報と時間を提供することを目的としています。当社は、適切な情報開示がなされ、取得者が有する当社の経営方針や事業計画が、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資すると判断される場合には、取得者が当社株式を取得し、これによって当社の支配権が移動することがあることを否定するものではありません。

(2) 本件防衛策は、株主の皆様を最重視するものです。

本件防衛策は、その制定、変更、継続および廃止に株主の皆様を十分に反映させる仕組みになっています。まず、本件防衛策は、株主総会の特別決議により承認された当社定款第21条「当社は、株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。」に依拠するものです。そして、その継続、変更または廃止は株主総会の普通決議により行なわれます。さらに、本件防衛策の有効期限は1年間に限定されています。

このように、本件防衛策は、導入・継続・変更・廃止に関し、株主の皆様を最重視するものとなっております。

(3) 独立委員会の判断を最大限尊重します。

当社は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した常設機関として独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社と特別な利害関係のない有識者3名以上の委員によって構成され、本件防衛策の運用に際して、中立的な立場から株主の皆様のための客観的な意見を提示する機関です。中立的な独立委員会を設置し、取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重する仕組みとすることにより、本件防衛策から取締役会の恣意性を排除し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上のために運用することが可

能となります。

さらに、独立委員会は、取得者の出現時には、当社の費用で第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会の判断の公正性・合理性が、より強く確保されます。

(4) 本件防衛策はデッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではありません。

本件防衛策は、株主総会の決議により廃止できるよう設計されています。本件防衛策導入時の取締役またはその取締役によって指名された取締役以外は廃止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、新任取締役が選出された後一定期間を経るまでは廃止できない買収防衛策（スローハンド型）にも該当しません。

(5) 本件防衛策には、合理的な客観的要件が設定されています。

本件防衛策は、株主総会の普通決議によって株主の皆様のご承認を得る必要のあることが本規則中に規定され、また本規則に定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないこととされています。客観的要件を定めることにより、取締役会による恣意的な発動を防止すると同時に、株主の皆様が本件防衛策の発動の有無を予測することが可能になります。

9. 株主の皆様への影響

(1) 本件防衛策の継続時

本件防衛策の継続時においては、本件新株予約権の発行自体は行なわれません。したがって、本件防衛策の継続時に、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本件新株予約権の発行時

(a) 株主割当ての場合

取締役会が設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権が無償で割り当てられます。株主の皆様は、割当てに応じて申し込みを行なうことにより、本件新株予約権を取得します。

(b) 無償割当ての場合

取締役会が設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権が無償で割り当てられます。株主の皆様は、申し込みおよび払込みを行なうことなく、本件新株予約権を取得します。

(c) 権利落ちの影響

本件新株予約権の割当てのための権利落ち後に本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断された場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得などの措置がとられることとなりますが、その場合、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行なった投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本件新株予約権の行使時

(a) 本件新株予約権に取得条項が付されていない場合

株主の皆様が、権利行使期間内に、本件新株予約権を行使せず、または行使価額相当の金銭を払い込まない場合、他の株主の皆様による本件新株予約権の行使に

より、その株主様が保有する当社の株式が希釈化されることとなります。

(b) 本件新株予約権が取得条項付の場合

当社が本件新株予約権を当社の株式と引換えに取得することができることと定められた場合には(取得条項付新株予約権)、当社が取得の手続きを取ることにより、株主の皆様は、払込みを行なうことなく当社の株式を取得することとなります。

10. 本件新株予約権の発行に際して株主の皆様にお取りいただく手続き

(1) 振替の申請

取締役会において、本件新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本件新株予約権の割当期日を公告します。

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の株主割当ての場合には本件新株予約権の引受権を付与し、新株予約権の無償割当ての場合には本件新株予約権を割り当てます。

取締役会において本件新株予約権を発行することを決議した場合、その保有する当社の株式について振替を行っていない株主の皆様は、速やかに株式の振替を申請していただく必要があります。

(2) 本件新株予約権の申し込み

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、①本件新株予約権の引受権の付与通知、②株主割当ての場合には、本件新株予約権の申込書の書式、および③株主割当ての場合には、当社株式の保有割合が20%以上である株主および本規則中に規定される当社の一定の株主に該当しない旨の確認書の書式を送付します。

新株予約権の株主割当ての場合、株主の皆様は、取締役会の決議で定める本件新株予約権の申込期間内に、申込書に必要な事項を記載・捺印のうえ、申込取扱場所に提出することにより、本件新株予約権の申し込みを行なう必要があります。当該申込期間内に申し込みが行なわれない場合には、その申し込みを行なわなかった株主の皆様は申し込みの権利を失い、本件新株予約権を引き受けることができなくなります。

新株予約権の無償割当ての場合、上記の申込手続は不要となります。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該本件新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(3) 本件新株予約権の行使

(a) 必要書類の送付と返送

当社は、次の各号の場合に応じ、株主の皆様に対して当社所定の書式を送付し、当社が定める期間内にその返送を求めることにより、それぞれの株主の皆様が本件新株予約権を行使することができない者に該当しないことの確認を求めることができます。当社は、所定の事由に該当する株主の皆様による本件新株予約権の行使を拒否することができます。

- ① 本件新株予約権が株主割当てによる方法で発行される場合には、本件新株予約権の引受けの申し込み時に、本件新株予約権の引受けを申し込む当社の株主の皆様に対して
- ② 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されていない場合には、本件新株予約権の行使時に、本件新株予約権を行使する当社

の株主の皆様に対して

- ③ 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されている場合には、当社による本件新株予約権の取得後に、当社の本件予約権の取得と引き換えに当社の株式を付与された当社の株主の皆様に対して

(b) 本件新株予約権の行使

- ① 本件新株予約権に取得条項が付されていない場合
権利行使期間内に、当社が定める書類を提出したうえ、本件新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所において払い込むことにより、本件新株予約権を行使した株主の皆様に対し、1個の本件新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。
- ② 本件新株予約権が取得条項付の場合
当社が取得の手続きを取ることで、取締役会が取得の対象として決定した本件新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本件新株予約権の取得の対価として、当社の株式を受領することとなります。

以 上

日機装株式会社
株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則

第 1 条（本規則の目的）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的とし、これに反する当社株式の取得またはその提案行為等を抑止するため、当社定款の「買収防衛策に関する規則」に関する規定に基づいて当社の株主総会による決議を経た上で、株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則（以下「**本規則**」という。）を導入する。

第 2 条（定義）

本規則における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 「**買付け等**」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。
- ・ 「**株券等**」とは、当社が発行する、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。ただし、対象取得行為等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。
- ・ 「**株券等保有割合**」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。ただし、対象取得行為等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいう。
- ・ 「**強圧的二段階買付け**」とは、(1)株券等のすべてまたは(2)一部の種類の株券等のすべてについて譲渡を勧誘することなく、その後に行なわれる当該株券等の譲渡の条件を、当初の当該株券等の譲渡の条件よりも不利に設定するか、または明らかにすることなく当社の株券等の取得を試みることをいう。
- ・ 「**共同保有者**」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者および同条第 6 項に規定する共同保有者とみなされる者をいう。ただし、対象取得行為等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。
- ・ 「**公開買付け**」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けをいう。
- ・ 「**取得者**」とは、株券等を保有している者、および新たに、または追加的に取得しようとしている者をいい、その取得方法を問わない。
- ・ 「**大量取得行為等**」とは、大量取得者等による株券等の買付けその他の方法（公

開買付けを含む。)による取得、その提案その他これに類似する行為をいう。

- ・ 「**大量取得提案書**」とは、第3条第1項の規定に従って、大量取得行為等の実行に先立ち、取締役会が大量取得者等に対し提出を要請する、本件情報および大量取得者等が本規則を遵守する旨の誓約文言を記載した日本語による書面をいい、その書式については、別途取締役会において定める。
- ・ 「**大量取得者**」とは、取得者のうち、下記のいずれかが20%以上となると取締役会が判断する者をいう。
 - (a) 当該取得者および当該取得者の共同保有者が保有する当社の株券等の株券等保有割合の合計
 - (b) 当該取得者が保有し、または当該取得者が行なおうとしている買付け等その他の方法（公開買付けを含む。）により株券等を取得した後に保有することとなる可能性がある株券等の合計数に、当該取得者の共同保有者が保有する株券等の数を加えた株券等の株券等保有割合の合計
- ・ 「**大量取得者等**」とは、大量取得者ならびにその共同保有者および大量取得者がファンドの場合にはその組合員その他の構成員（そのそれぞれの直接または間接の親会社および子会社を含む。）をいう。
- ・ 「**独立委員会**」とは、第4条に基づいて設置される独立委員会をいう。
- ・ 「**取締役会**」とは、当社の取締役会をいう。
- ・ 「**保有**」とは、金融商品取引法第27条の23第4項にいう保有をいう。
- ・ 「**保有者**」とは、金融商品取引法第27条の23第1項にいう保有者および同条第3項に基づき保有者とみなされる者をいう。
- ・ 「**本件新株予約権**」とは、本規則に基づいて取締役会が発行を決定する当社の新株予約権をいう。その概要は別紙のとおりであり、詳細については本件新株予約権の発行に際して取締役会が決定する。
- ・ 「**本件情報**」とは、第3条に基づいて独立委員会が大量取得者等に提供を要請する以下の情報をいう。
 - (a) 大量取得者等の詳細
 - ① 具体的名称
 - ② 主たる営業所の所在地
 - ③ 代表者の氏名および住所
 - ④ 資本または出資の構成
 - ⑤ 財務内容
 - ⑥ 他に投資先がある場合にはその投資先および投資額
 - (b) 大量取得者等による大量取得行為等の目的、方法および内容

- ① 大量取得行為等の目的
 - ② 大量取得行為等の対価の種類および額
 - ③ 大量取得行為等の時期
 - ④ 大量取得行為等および関連する取引の仕組み
 - ⑤ 大量取得行為等の方法の適法性
 - ⑥ 大量取得行為等の実行の蓋然性
- (c) 大量取得行為等の価格の算定根拠
- ① 価格の算定の前提
 - ② 価格の算定方法
 - ③ 算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容とその大きさ
 - ④ 発生が予想されるシナジーのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその大きさ
- (d) 大量取得行為等の資金の裏付け
- ① 資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称
 - ② その主たる営業所の所在地
 - ③ その代表者の氏名および住所
 - ④ その資本または出資の構成
 - ⑤ その財務内容
 - ⑥ 資金の調達方法
 - ⑦ 資金の調達に関連する取引の内容
- (e) 大量取得者等の方針
- ① 大量取得行為等の後における当社に関する経営方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の事業計画
 - ③ 大量取得行為等の後における当社の資本政策および配当政策
- (f) 関係者の処遇方針
- ① 大量取得行為等の後における当社の従業員の処遇方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 部分的な取得の場合、大量取得行為等の後における当社の少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- ・「本件防衛策」とは、本規則に基づいて当社が導入する、当社の株式の大規模な取得に対する防衛策をいう。

- ・「濫用的取得行為」とは、第6条第2項に規定する大量取得行為等をいう。
- ・「割当期日」とは、本件新株予約権の発行に関する決議において取締役会が割当期日として定める日をいう。

第3条（本件情報の提供）

1. 大量取得者等が出現した場合、取締役会は、大量取得者等に対し、大量取得行為等の実行に先立ち、大量取得提案書の提出を書面により要請するものとし、大量取得者等は、取締役会からかかる要請を受領した後10営業日以内に、大量取得提案書を取締役会宛に送付する。取締役会は、受領後遅滞なく、かかる大量取得提案書を独立委員会宛に送付する。
2. 独立委員会は、大量取得者等が提供した本件情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定めた上、自らまたは取締役会を通して情報を追加するよう書面により要請することができる。大量取得者等は、かかる追加情報を、情報の追加を要請した独立委員会または取締役会に提供する。
3. 独立委員会は、大量取得者等から提出された大量取得提案書の内容と取締役会の事業計画・企業評価等との比較検討等を行なうために、取締役会に対し、適宜、大量取得行為等の内容に対する意見、その根拠資料その他独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
4. 大量取得者等は、取締役会から大量取得提案書の提出の要請を受けた日から第6条第1項に規定する検討期間（検討期間が延長された場合は延長された検討期間）が満了するまで、株券等を取得してはならない。

第4条（独立委員会の設置）

1. 当社は、取締役会の決議により、大量取得者等による買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するか否かを検討し、本件防衛策の発動その他の事項について判断するための諮問機関である独立委員会を設置する。
2. 独立委員会の委員の人数は3名以上とし、社外取締役、社外監査役および当社と特別な利害関係のない有識者の中から取締役会の決議により選任する。
3. 独立委員会の委員は、当社との間で、当社に対する善管注意義務に関する条項を含む契約書を締結する。
4. 独立委員会の委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議によ

り別段の定めをした場合には、この限りではない。

第5条（独立委員会の権限）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について協議の上で決議し、その結果を当社に対する勧告として、その理由・根拠とともに取締役会に提示する。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して最終的な決定を行なうものとする。
 - (a) 大量取得者等による買収提案の内容が濫用的取得行為に該当するか否か
 - (b) 本件新株予約権の発行もしくは不発行の適否
 - (c) 本件新株予約権の発行の中止または取得の適否
 - (d) 本規則に基づく独立委員会による検討期間の延長の要否
 - (e) 本件防衛策の廃止または変更の適否
 - (f) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
2. 取締役会および独立委員会の委員は、それぞれ、大量取得者等が出現した場合その他合理的に必要と認める場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。
3. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、やむを得ない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なうことができるものとする。
4. 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することはできない。
5. 独立委員会は、取締役会を通じて間接的に大量取得者等と協議・交渉することができ、必要に応じ、大量取得者等に対し、大量取得行為等が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求めることができる。
6. 独立委員会は、その協議および決議を中立・公平な観点から慎重に行なわなければならない。
7. 独立委員会は、審議および決議を行なうにあたり、必要な情報を取得するよう努め、本件情報が不十分であると判断した場合には、第3条第2項の定めるところに従い、大量取得者等に対して本件情報を追加的に提供するよう要請することができる。また、独立委員会は、第3条第3項の定めるところに従い、取締役会に対して独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
8. 独立委員会は、独立委員会が適切であると判断する時に、その判断により、本

件情報の一部または全部を公開することができる。

9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができる。

第6条（本件新株予約権の発行に関する勧告）

1. 独立委員会は、第3条第1項に定める大量取得者等からの大量取得提案書の提出および第3条第2項に定める追加情報の提供が完了したと独立委員会が認めた日から、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間、大量取得者等による大量取得行為等について検討を行なうものとする。当社は、独立委員会が大量取得提案書の提出が完了したと認めた場合および追加情報の提供が完了したと認めた場合、速やかにその旨を開示する。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができる。この場合、当社は、その延長の決定後速やかに、延長を必要とする理由、延長日数その他必要な事項を開示する。
2. 独立委員会は、その協議の結果、大量取得者等による大量取得行為等が以下に定める場合（以下「**濫用的取得行為**」という。）に該当し、本件新株予約権を発行することが適切であると判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行するよう勧告する。
 - (a) 当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、株主共同の利益に反する取得行為（以下のものが含まれるが、これらに限られない。）
 - ① 株式を買い占め、またはその株式を高値で買い取るよう要求する行為
 - ② 当社の資産を大量取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ③ 当社の経営を一時的に支配し、当社の犠牲の下に大量取得者等の利益を実現する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配し、資産を処分する等の方法で生じた剰余金をもって、一時的に高額の配当を行なわせるか、一時的な高額の配当による株価の急上昇の機会をねらって株券等を高値で売り抜ける行為
 - (b) 当社の従業員、取引先その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為
 - (c) 取得行為の条件が不十分または不適当な取得行為（これには、対価の内容、取得行為の時期、方法、取得行為の後の当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等が不適切な場合や、取得行為の実行の蓋然性

が低い場合が含まれる。)

- (d) 強圧的二段階買付けその他、当社の株主に対して株式の売却を事実上強要するおそれのある取得行為
 - (e) 本規則に定める手続を遵守しない取得行為（これには、取締役会が大量取得者等に対して大量取得提案書の提出を要請した日から 10 営業日以内に、合理的な理由なくして大量取得者等が大量取得提案書を提出しない場合が含まれる。)
 - (f) 当社に、当該取得行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない取得行為
 - (g) 当社の株主に対して、本件情報その他取得行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (h) その他、独立委員会が著しく不合理・不適切と判断する態様において行なわれる取得行為
3. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。

第 7 条（本件新株予約権の発行）

1. 取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断した場合には、前条に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の発行を決定することができる。また、取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当しないと判断した場合には、本件新株予約権の発行を決定することができない。
2. 本件新株予約権の概要は別紙のとおりとする。取締役会は、本件新株予約権の発行を決議する場合、株主割当てにより新株予約権を発行する方法のほか、新株予約権の無償割当ての方法を用いること、取得条項を付することのほか、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の内容および発行方法を決定することができる。
3. 当社は、本件新株予約権の発行にあたり、当社の株主に対して、当社所定の書式を送付し、当社が定める期間内にその返送を求めることにより、その株主が別紙「本件新株予約権の概要」の 7.に定める本件新株予約権を行使することができない者に該当しないことの確認を求めることができる。この場合、その対象となる株主および確認の時期は、次のとおりとする。

- (a) 本件新株予約権が株主割当てによる方法で発行される場合には、本件新株予約権の引受けを申し込む当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の引受けの申し込み時とする。
 - (b) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されていない場合には、本件新株予約権を行使する当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の行使時とする。
 - (c) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で発行され、取得条項が付されている場合には、当社の本件新株予約権の取得と引き換えに当社の株式を付与された当社の株主とし、確認の時期は当社による本件新株予約権の取得後とする。
4. 前項の規定による株主に対する確認の有無および確認の結果にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、取締役会は、当該当社の株主による本件新株予約権の行使または当該当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否することができる。
- (a) 本件新株予約権の発行後に、取締役会が、適用される法令上、当社の株主による本件新株予約権の行使が違法ないし不適切であると判断した場合
 - (b) 本件新株予約権の発行決議後に、取締役会が、本規則に従い、当社の株主による本件新株予約権の行使または当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否すべきであると判断した場合
5. 当社は、本件新株予約権の発行に関連して、本件新株予約権の発行登録を行なうことができる。

第8条（本件新株予約権の発行の中止・取得など）

1. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、第6条に従い、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。ただし、独立委員会は、その勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量取得者等による株券等の取得行為が濫用的取得行為に該当することとなった場合には、本件新株予約権の発行を含む別個の判断を行ない、これを取締役に勧告することができるものとする。また、独立委員会は、本件新株予約権の発行を勧告した後に、その勧告の前提となった事実が消滅した場合や、事情の変更によって本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断した場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得など、独立委員会が適切であると判断する勧告を行なうものとする。
2. 取締役会は、第7条および本条に従い、合理的・客観的な検討を行なった上、独立委員会の勧告を最大限尊重して、遅滞なく、本件新株予約権の発行の適否、

内容および発行方法ならびに発行の中止または取得の適否等を決定する。

第9条（本規則の変更・継続・廃止）

本規則の変更、継続または廃止は、株主総会の決議による。ただし、法令の新設または改廃により、本規則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

第10条（他の買収防衛策の導入の可能性）

取締役会は、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断する場合には、濫用的取得行為からの防衛を目的として、新株の発行その他の本件防衛策以外の合理的な手段を実施することができるものとする。

第11条（有効期間）

本規則の有効期間は、株主総会における本規則の変更あるいは継続決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

以上

本件新株予約権の概要

1. 割当対象株主および割当数

割当期日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権を割り当てる。

2. 本件新株予約権の目的とする株式の種類および数

本件新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本件新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数は、原則として1株とする。

3. 本件新株予約権の総数

割当期日における最終の当社の発行済株式（当社の有する自己株式を除く。）の総数の2倍を上限とする。

4. 本件新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の株主割当てによる発行の場合、本件新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は、1円とする。

6. 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の発行日（ただし、本件新株予約権の発行決議において取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で本件新株予約権の発行決議において取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

7. 本件新株予約権の行使条件

以下のいずれかに該当する者は、原則として本件新株予約権を行使することができない。

(a) 大量取得者等（ただし、自己の意思に基づかず要件に該当するにいたった者等、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者を除く。）

(b) 適用される法令上、本件新株予約権を行使することが違法または不適切であると取締役会が認めた者

本件新株予約権を有する者が本条の規定に従い本件新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本件新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

8. 本件新株予約権の譲渡

本件新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

9. 本件新株予約権の取得及び取得条項

当社は、取締役会の決議によりいつでも、本件新株予約権を取得することができる。また、当社は、本件新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を本件新株予約権に付すことがある。

以 上

大株主の状況

平成 21 年 3 月 31 日現在

- (1) 発行可能株式総数 249,500,000 株
 (2) 発行済株式の総数 62,625,446 株
 (自己株式 9,986,018 株を除く)
 (3) 株 主 数 8,799 名

(4) 大 株 主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,199 千株	5.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4G)	2,929 千株	4.68%
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,577 千株	4.12%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,966 千株	3.14%
日 機 装 持 株 会	1,847 千株	2.95%
日 機 装 従 業 員 持 株 会	1,842 千株	2.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,830 千株	2.92%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,822 千株	2.91%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,500 千株	2.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTB エクイティインベストメント株式会社信託口)	1,404 千株	2.24%

独立委員会の委員の候補者

本件防衛策を継続することが本件定時株主総会にて承認された後における独立委員会の委員の候補者の氏名および略歴は、次のとおりです。

○山 地 正 矩 (やまち まさのり)

【生年月日】昭和16年2月10日

【略 歴】

- 昭和39年 4月 日本電池株式会社（現 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション）入社
- 平成 6年 6月 同社取締役
- 平成12年 6月 同社常務取締役
- 平成13年 4月 社団法人電気化学会副会長
- 平成13年 4月 社団法人日本知的財産協会副会長
- 平成16年 6月 社団法人発明協会評議員
- 平成18年 4月 慶應義塾大学SFC研究所上席研究員
- 平成18年 8月 当社独立委員会委員長（現任）

○中 根 堅次郎 (なかね けんじろう)

【生年月日】昭和22年7月9日

【略 歴】

- 昭和50年10月 公認会計士登録（現在に至る）
- 昭和52年 7月 税理士登録（現在に至る）、中根堅次郎税理士事務所所長
- 昭和63年 4月 清新監査法人代表社員（現任）
- 平成13年 6月 当社社外監査役（現任）
- 平成15年 7月 清新税理士法人代表社員（現任）
- 平成18年 8月 当社独立委員会委員（現任）

○菊 地 裕太郎 (きくち ゆうたろう)

【生年月日】昭和26年5月5日

【略 歴】

- 昭和56年 4月 弁護士登録（現在に至る）
- 昭和61年 4月 菊地綜合法律事務所所長（現任）
- 平成12年 4月 日本弁護士連合会常務理事（平成13年3月退任）
- 平成15年11月 東京弁護士会副会長（平成17年3月退任）
- 平成19年 5月 財団法人日弁連法務研究財団理事（現任）
- 平成19年 6月 当社社外監査役（現任）
- 平成19年 8月 当社独立委員会委員（現任）

以上